

社会福祉法人 尾瀬長寿会

法人旅費規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人尾瀬長寿会（以下「法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」）の出張について、必要な事項を定めることを目的とする。

（出張及び旅費）

第2条 役員等が出張した場合には、この規程に定めるところにより旅費を支給する。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は次のとおりとする。

- （1） 交通費
- （2） 日 当
- （3） 宿泊料
- （4） その他法人が必要と認める経費

（旅費の計算）

第4条 旅費は出張の目的を達成するため、最も効率的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給する。

（交通費、日当、宿泊料）

第5条 別表に定めるところによる。

（旅費の支給）

第6条 旅費は原則として、出張終了後の翌月25日に支給する。
ただし、その日が休、祭日の場合にはその前日に支給する。

（旅費の概算払い）

第7条 前条の規定にかかわらず、命令権者が必要と認めたときは、負担金の全部又は一部を前払い（以下「概算払い」という）することができる。

（改 正）

第8条 この規程の改正は理事会の決議により行う。

付 則

この規程は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 29 年 2 月 15 日から一部改正する。

別表

車 賃 (1 kmにつき)	日 当	宿 泊 料 (1 泊につき)	食 卓 料
30 円	郡内、沼田市は 支給しない 県内 0 円 県外 2,600 円	12,000 円 但し、負担金の 場合は実費	実 費

備考

- ・ 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の会議への出席の場合、会議 1 回につき旅費交通費 2,000 円を支給する。但し、理事長の場合 3,000 円とする。
- ・ 片道 150 km以上に係る特急または新幹線を使用した場合、特急料金を支給する。
- ・ 高速料金は原則片道分を支給する。
- ・ 公用車を利用したときは、交通費は支給しない。